

(平成24年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和51年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月30日から同年5月16日まで

私は、昭和50年3月16日から55年1月28日までの期間において、B社及び同社の関連会社に継続して勤務していたが、年金事務所の被保険者記録によると、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いことが分かった。

申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答から、申立人は同社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和51年5月16日に、A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申

立人に係る昭和 51 年 4 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記事については、2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額の記事については、昭和39年11月から40年4月までを1万6,000円、同年5月を2万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記事を昭和39年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月1日から同年10月21日まで
② 昭和39年10月21日から同年11月5日まで
③ 昭和39年11月5日から40年6月1日まで

私は、昭和39年4月にA社に入社し、約半年間D事業所工場で研修を受け、研修終了後C事業所へ異動した。

申立期間①及び③については、現在所持している当時の給料支払明細書から算定した標準報酬月額と年金事務所の記録とが違っているため、本来の

標準報酬月額に戻してほしい。

また、申立期間②はD事業所からC事業所に異動した時期であり、継続して勤務し給与も支給され厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書から確認できる保険料控除額から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書から確認できる保険料控除額から、昭和39年11月から40年4月までを1万6,000円、同年5月を2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、昭和39年11月5日の被保険者資格取得に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届確認及び標準報酬決定通知書により、申立人の標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できることから、社会保険事務所は当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、B社から提出された労働者名簿、申立人に係る雇用保険の記録及び申立人所持の給料支払明細書により、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務（昭和39年10月21日にA社から同社C事業所に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支給明細書から

確認できる報酬月額から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社では当時の関係資料が無く、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

宮崎厚生年金 事案 962

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月頃から 61 年 9 月頃まで

私は、昭和 56 年 5 月に、A 社に入社し、店長、営業部長を歴任して 61 年 9 月頃に同社を退職した。

同僚等の厚生年金保険被保険者記録はあるにもかかわらず、私の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、申立人は、昭和 56 年 6 月 1 日から 61 年 8 月 31 日までの期間、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社における同僚は、「厚生年金保険の加入は本人の希望を聞いた上で手続されていた。」と供述している上、申立人及び同僚は、当時の従業員は 100 人程度であったと供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、厚生年金保険の適用事業所となった昭和 56 年度当時の被保険者数は 14 人であることが確認できることから、同社では、必ずしも全従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料

及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 1 日から 45 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 4 月 1 日から 45 年 2 月 1 日までの期間において、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。

年金事務所の記録によると、申立期間における標準報酬月額がそれ以前と比べて大きく下がっているが、昭和 43 年 4 月頃からは業務が忙しく、残業も多かったと記憶している。また、給与は、毎年上がることはあっても、下がった記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和 43 年 7 月 1 日に 5 万 2,000 円から 3 万 6,000 円に引き下げられたことが確認できる。当該引下げ後の標準報酬月額は、A社が保管する社会保険台帳に記載された申立期間の標準報酬月額の記録及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社が保管する厚生年金基金加入員台帳によると、同社が厚生年金基金に加入した昭和 44 年 8 月以降の期間に係る標準報酬月額の記録は、前述の被保険者原票の記録及び企業年金連合会の記録と一致していることが確認できる。

さらに、当該健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同一日に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚は、いずれも昭和 43 年 7 月 1 日に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる上、このうち、申立人が同一の職種であったと供述している 4 人の同僚について引下げ後の

標準報酬月額をみると、申立人の標準報酬月額のみが当該4人の標準報酬月額と比べて著しく低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。